

---

◎発議第 3号 白老町議会会議条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 18、発議第 3号 白老町議会会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。提案理由の説明を求めます。

前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 発議第 3号、平成 26 年 9 月 1 日、白老町議会議長、山本浩平様。提出者、賛成者は記載のとおりであります。

白老町議会会議条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法の第 112 条及び白老町議会会議規則第 8 条第 2 項の規定により提出します。

白老町議会会議条例の一部を改正する条例。白老町議会会議条例の一部を次のように改正する。第 1 条中 15 人を 13 人に改める。

附則、この条例は平成 27 年 4 月 1 日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。

次に議案説明であります。地方公共団体の議会の定数については地方自治法で人口に応じた上限が規定され、その上限の範囲内で条例により定めることとされていた。しかし平成 23 年の地方自治法の一部改正により地方公共団体の自由度の拡大を図るための措置として議員定数の法定上限が撤廃され、それぞれの自治体がみずからの責任で定めることになった。議員定数について適正とされる根拠や基準がない中で白老町の人口が将来的にも減少傾向にある状況を鑑み削減はやむを得ず、議員定数は人口当たりの人員数を基本として定めるべきである。財政再生（赤字）団体に転落しかねない極めて深刻な状況になったことから平成 20 年 3 月に「新財政改革プログラム」を策定し健全化に取り組んでいたにもかかわらず、まちの経営は破綻寸前という危機的な財政状況に再び陥り、再度「財政健全化プラン」を策定せざるを得なくなり重要政策課題を抱えたまま引き続き町民に大きな負担を強いることになった。財政危機等を招いた要因は二元代表制を健全に機能させることができず町民の負託に応えられなかった議会にも責任があり、行政改革・財政健全化を行政側に求める立場としてその姿勢を見せるべきであり、これらの観点からも議員定数を削減すべきである。議会は住民代表機能、情報開示・審議機能、政策提案・意思決定機能、執行機関に対する監視機能という大きな権限と重要な責務を担っている。議員定数の削減により責務遂行の妨げにならないよう各議員がまち全体の代表者としての自覚を持ち、その資質向上に努めるとともに議会は常に「住民のための議会」という原点に立ち、さらなる自己改革に努力し積極的に議論・討議の場をつくり効果的な議会運営を行うことで議会機能を低下させることなくその責務が十分果たせるものと考えられる。以上のことから現状の議員定数から 2 名削減し同定数を「13 名」とするため本条例の一部を改正するものであります。

白老町議会会議条例新旧対照表は記載のとおりであります。

よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

3 番、斎藤征信議員。

○3番(斎藤征信君) 3番、斎藤でございます。提案者に対しまして基本的な考え方だけお伺いしておきたいというふうに思うのです。今文章を読ませていただきました。決して文字づらの揚げ足を取るつもりは全くございませんが、ずっと読んでいまして二元代表制を健全に運営をさせるためという言葉がございます。また後ろのほうに議会機能を低下させることもなく運営したいと、その責任を果たしたいと述べております。ということからいいますと常任委員会で論議をするということはものすごく大事なことだと私は考えておるのですが、みんなで議員が論議をする場、人数が少なくなるとかなり厳しくなるということは前からいわれていることなのですが常任委員会の数だとか人数をどのように押さえられているのか。前に小さなところの視察もやったというふうに聞いておりますけれども、そういう基本的な部分もどういうふうに押さえられるのかということなのです。

それからもう1つは住民のための議会というこの原点については私もいうことはないのですが、住民のための議会の原点ということになると住民の声をいかに吸い上げて、それをいかに反映させるかということところが一番の大きな問題なのですけれども、その声を聞くというものを人数を減らすということになるとそこに矛盾が出てこないかというふうに考えるのです。ですからそのあたりをどういうふうに考えているのかまずその部分だけ聞いておきたいと思えます。

○議長(山本浩平君) 13番、前田博之議員。

○13番(前田博之君) 本来はこの前段の人口当たりの根拠についてかと思いましたが常任委員会の数ということでもあります。白老町の議会の運営はどちらかというと本会議中心だと私は思います。少ない議員の数ではできるだけ本会議で審査することが望ましいとされております。一方で委員会中心主義をとるという意見もあります。今の質問もそうでしょう。しかし地方議会は全体主義と折衷型で運営されています。これは事実であります。だから白老町議会も折衷型で運営されてきているのかと私は思います。そこで議会に求められる機能を高めていこうとするのであれば議会運営委員会も必要でしょう。人数減らせば私は本会議主義になると思いますけど、だけど今の議会の成果等々私は否定しません。そこで議会に求められている機能を高めていこうとするのであれば今いったように委員会の運営も必要でしょう。そこで活発に議論、討議できる委員の人数については意見の分かれるところでもあります。私たちは2つの常任委員会として1委員会を6人として、それに議長をプラスした13人の構成が妥当だと考えています。ということは議員定数13人、イコール2常任委員会、掛ける6人、プラス議長という考えであります。

それと住民の声。本来議会は住民参加があってこそ議会だと思いますし、住民の声を反映させるこれは当然のことです。これについてはどういう形であれ現行制度の充実をまず図っていくこと。今まで私もここに来て23年に1名減したときかなりの議論をしてきました。しかし全てとはいいませんけれども本当に改善されてきたのでしょうか。それが今のまた議員定数を削減するという声には聞こえておると思えます。ですからこの住民の声は人数が多いかどうか云々ではなくて、私がいったように委員会が活動できる委員数は今いいました。その上でまず議会に求められる機能というのがあると思うのです。それは白老町の自治基本条例によって議会運営条項を实践すれば一人一人が十分な意見が聞けるのです。

それともう1つは執行機関と切磋琢磨していく、そして住民参加をする議会にする、そして議員同士が討論する、これをちゃんと守れば多くの人数の議員がいるかどうかということは別にして、今まで1人の議員、2人の議員が減った分、我々がまちに出て町民の意見を聞く行動を起こせばいいと思えます。ある会の人はずっとちゃんと議会報告もやっていますし議会後の便りも出しています。私もそうやっています。そういう部分で

一人一人がそうやって活動すれば仮に1人、2人減ってもその分は十二分に補えると私は思っています。そういうことで、住民の声の原点それは私が今いったことを十分にやっつけていけばできるかと思っています。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

○3番（斎藤征信君） あと1点だけお伺いしておきますけれども、文章の中に財政危機を招いた要因は云々と書いてあります。議会にも責任がありそのために議員定数を削減するべきであるというふうな文章が書いてあるのですが、私たちもこの議論をやってきた手前広い意味での責任というのは感じなければならぬし、そうだと思います。ただ今までの議会をずっと見てきまして、その都度の議会の中で議員が理事者に対してこうではないか、これは無理ではないかというようなことも追求してきた事実もたくさんございます。ただ執行機関でないわけですからどうしようもないわけですが、財政危機の起きた、それがどうにもならなかった、これは議会としての組織の仕組み、やり方の問題ではないのか。その部分で改善しなければならぬものというのは多々あるかと思えますけれども、これは定数の問題ではないだろうと。そこに矛盾があるのではないかという気がするのですがその辺の見解をどういうふうに捉えているのかをお願いします。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） まず議決の案件に人数は必要ないのではないかというけど、これまでも私もこの発議の中でいっていますけれども、議員がどれだけ議論に参加し討議したか、あるいは行政側と是非あるいはチェック機関をどれだけ高めて、賛成する反対するは別です、そういう中で本当にそれぞれの出された議案あるいは事前の勉強によってどれだけ議論されたかということは私はないと思います。そうしたらなぜこういう財政を招いたか。それについては私議会の責務と定数削減の関連性については十分あると思います。議会の大きな責任は財政再生団体になることを回避するためということで一所懸命議論しました。しかし平成20年3月に新財政改革プランを策定して財政再建スタートさせたのです。28年まで。しかし2年ほどして普通のまちに帰ったといったのです。そのときにもまた23年3月にプログラムを見直しているのです。しかしこの影響もあって財政赤字に陥って26年3月にまた二度目の財政健全化プランを策定した。それではこの間いい意味で議会が予算の修正あるいは決算をどうするそういうのは与えられた権限がありながら、それは議員一人一人の個々の活動だからやむを得ないけれども、それでは議会として合議制の中でそれに対して議員が何をしなければいけないという部分があったのでしょうか。私はそういう与えられた権限を使えばおのずと町民も理解するし、町側だって緊張感を持って、私たちも予算修正出していますけどもう少し応援してもらえたと思います。そういうことのない中でどうなのでしょう。そして町民に大きな負担と行政サービスによる町民の暮らしに多大な影響を与えている責任は非常に重いと思います。先般いいましたけれども超過負担額幾らでしたか。そういう部分からいくと議員一人一人がその責任を感じるべきではないかということで思っております。

○議長（山本浩平君） ほか質疑ございませんでしょうか。

5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 5番、松田です。私も前田議員のこの発議に共鳴をして賛成をしております。この発議をこの場で両方でいい合ってもみんないいたいことはたくさんあるから、おそらく付託になって後からきちんとした全員協議会か何かの中で徹底した議論にはなると思うのです。私の賛成した立場で申し上げますと、今前田議員がいわれたとおりなのです。私はほぼそのとおりだと思っております。先ほど斎藤議員からいろいろありましたけれども、やっぱり議員にも責任があるという部分なのですが、議員にも責任があ

るといっているのは行政側です。戸田町長も議員の責任があるといっていました。議員で議決、最高機関で決められたものは議員の責任なのだという言葉が使われております。そのとおりだと思うのですが私はそのときに行政が出す議案というのはほぼ議会が賛成してくれるだろうとこういうもとに出しているのだと私はいったことがあるのです。たくさんいいたいことあるのですが大事なことは町民のアンケート調査ありましたよね、この町民のアンケート調査を全世帯に配布して戻ったのは確か 670 何通。その中の約 60%近い町民の方々が今の議会の定数を削減すべきだと。私もこのたび町民 20 名ほど集めてそのことに議論をしました。20 名集まった 20 名全てが議員定数を削減すべきだという議論がありました。財政がこれだけ 19 年から厳しい、しかしながら議員報酬というのは削減していません。厳しいのだけれどもずっと 19 年から。その間に議員定数 1 名を減らして、そして議員定数 1 名の報酬を減額したという形で町民に理解してもらおうのだというようなことで私はきたと思うし、それから不幸にも前回の改選期も 1 名死亡しました。その次の今回の改選期もまたなっている。1 名亡くなるたびに 1 名減では町民が納得するのか。私は議員が死亡したから減らすような議論にはならない。やはりきちんと議論をして町民がきちんと納得できるような議員定数しなければならぬ。先ほど前田議員は人口の数でいろいろ勉強した中で議員の定数を人口の割合、人口定数の中で決めるというお話もありました。この人口定数を決める根拠の何もないわけなのですが私はそれも 1 つの根拠だということで共鳴をして賛成をしました。

それから議員報酬審議会この方々も議員報酬は現行のままでいいという答申が出ております。私がこの財政の厳しい中議員報酬をそのままにするのであれば少なくとも町民に議員定数を下げてくださいとした議論をして町民に示すべきだとそういう考え方で私は賛成したと思っております。以上です。

**○議長（山本浩平君）** 松田議員、今のは質疑というよりも斎藤議員の質疑に対しての発議者にプラスしたものです。ほかに質疑ございますか。

11 番、山田和子議員。

**○11 番（山田和子君）** 11 番、山田です。議会懇談会において町民からの意見、要望として定数・報酬のことがありましたので現在議会運営委員会において協議中であることは発議者の方もご存じだと思います。無党派の方たちにも議会運営委員会としては出席のご案内をしておりますし、全員協議会を開催するというのを予定しております、この件に関しては議論の場が設けられることが予定されておりましたのに発議という選択をされた理由を教えてくださいませんか。

**○議長（山本浩平君）** 13 番、前田博之議員。

**○13 番（前田博之君）** 山田議員も議会運営委員会の委員としてそれを理解して質問されていると思います。議会運営委員会によると無党派はまず委員長の許可をもらって発言し参考意見です。そして最終的にそれが合議制ですから全員の合意も勝ち得るでしょう。ものによっては採決にもなります。しかしその採決に私たちは加わりません。そういうことで公の場で私たちが主張できるのはどこかと。そうすれば 1 つの発議という形の中で公の場で皆さんの意見を聞き、一人一人の議員の意見がどういうものを持っているのか、仮に定数はこうだとそういうことを、議員協議会も今はある程度公になっていますけど、そういう中で大いに一人一人が自分の政治信条に基づいてそういうことを大いに議論すべきだと思って、議会運営委員会では確かに委員外議員と案内されていますけれどもあくまでも委員外議員ですから。今いった前段の中で私が参加したのだって、例え共鳴受ける、町民に賛同を得られるものでも最終的にはやはり参考意見になるのです。その部分については議運の委員長もいますけどいろいろな意見もあると思います。それは承知です。そのこ

とについてここで議論しようとは思いませんけど、ただ私たちはそういうことでこういう場に発議をしたということでもあります。

○議長（山本浩平君）　ほか、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本発議第3号については現在議会運営委員会において調査を行っているものであります。このことから会議規則第33条第1項の規定に基づき議会運営委員会に付託の上休会中の継続審査とすることにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号　白老町議会議会条例の一部を改正する条例の制定については議会運営委員会へ付託の上休会中の継続審査とすることに決定をいたしました。審査方よろしく願います。